

## 寄附



### 寄附のお礼

市民の方

高齢者福祉として現金10万円  
ソレオサッカースクール様

マスク 500枚

株式会社了生様

マスク 500枚

ご厚意ありがとうございました。

問合せ 総務課

☎4444-1711

FAX 441-8330

## 福祉



### 金婚夫婦の申込受付のご案内

市ではこのたびめでたく結婚50周年を迎えられた夫婦に対し記念品を贈呈し、お祝いします。

対象 昭和45年12月31日以前に婚姻

された夫婦(婚姻届以前に事実上婚姻関係にある場合を含む。ただし、以前に金婚の祝いを受けられた夫婦、結婚50年を迎えられてからあま市に転入した夫婦を除く)

住所要件 9月1日現在、市内に住所を有する夫婦

受付期間 7月1日(水)～8月7日(金)

(土・日曜・祝日を除く)

受付場所

・高齢福祉課(甚目寺庁舎)

・七宝・美和市民サービスセンター

申請方法 各受付場所に所定の申請書を用意してあります。署名捺印

をして提出してください。

持ち物

・印鑑(スタンプ印不可)

※本籍が市外の方は婚姻日の確認のため、戸籍謄本(取得から3か月以内のもの)の添付が必要です。

問合せ 高齢福祉課

☎444-3141

FAX 443-3555

### シニアいきいきアンケート(再通知)の回答にご協力ください

70歳以上の方(要介護・要支援認定者を除く)を対象に、心身の機能低下を早期に発見するために「シニアいきいきアンケート」を4月下旬に送付し皆様へ返信のご協力をいただいています。

返信をいただけない方に対して、7月下旬に再度お知らせしますので、回答の返送にご協力ください。

また、アンケートで認知症が疑われる方には、専門職による訪問相談

をさせていただきます。

令和元年度においては、14,084人に通知した結果、86.7%の回答率でした。回答をいただいた方のうち3,539人が要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にある方と判定されました。

なお、令和元年度の状況については、市公式ウェブサイト「地域包括支援センター」をご参照ください。

問合せ 地域包括支援センター(甚目寺庁舎)

☎444-3159

FAX 443-3555

### 介護保険負担限度額認定証の更新について

介護保険負担限度額認定とは、要介護(要支援)認定を受けている方のうち、所得の低い方に対して介護保険施設やショートステイの利用時にかかる食費・居住費(滞在費)の自己負担額が軽減される制度です。

現在、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、有効期限が7月31日(金)までです。8月以降も引き続き認定を受けるためには、更新手続きが必要です。

現在認定を受けている方で、対象になる可能性のある方については、

6月下旬に更新手続きの案内を送付しましたので、ご確認ください。

対象

次のすべてに該当する人

・本人及び世帯全員が住民税非課税世帯であること

・別世帯に配偶者(事実婚を含む)がいる場合、その方も住民税非課税であること

・本人及び配偶者が所有する預貯金など資産の合計額が2,000万円以下であること(配偶者がいない場合は1,000万円以下)

申込 7月1日(水)から(土・日曜・祝日を除く)

詳しくは、高齢福祉課(甚目寺庁舎)までお問い合わせください。

問合せ 高齢福祉課

☎444-3141

FAX 443-3555

### 社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度のお知らせ

あらかじめ利用者負担の軽減を実施する旨を申し出た社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護等を利用する場合、サービス利用に伴う利用者負担が軽減される制度があります。

対象

(1) 次のすべてに該当する人

- ・世帯員の中に市税課税者がいない
- ・年間収入が単身世帯で150万円(世帯員1人増すごとに50万円加算)以下
- ・預貯金などが単身世帯で350万円(世帯員1人増すごとに100万円加算)以下
- ・居住用の家屋や土地、日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がない
- ・負担能力のある親族などに扶養されていない

(2) 生活保護受給者  
軽減対象となる費用と軽減割合

- 10パーセントの利用者負担額の原則4分の1
- 食費、居住費(滞在費)、宿泊費の原則4分の1

※生活保護受給者はサービスにかかる個室の居住費(滞在費)のみ全額軽減となります。

※軽減を受けるには、申請が必要で、審査の結果、対象となる方に確認の交付をします。サービス利用時に軽減事業者へ提示してください。

※対象となるサービスや申請方法に

ついて、詳しくは高齢福祉課(甚目寺庁舎)へお問い合わせください。

問合先 高齢福祉課

☎444・3141

FAX 443・3555

7月は「社会を明るくする運動」  
強調月間

犯罪や非行のない地域社会を築くため、次の活動を推進します。

(1) 行動目標

- ① 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組みを進めよう
- ② 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

(2) 重点事項

- ① 犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、
- ② 出所者等の事情を理解したうえで雇用する企業の数を増やすこと
- ③ 帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと
- ④ 薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作る
- ⑤ 犯罪をした高齢者・障がい者等が、

社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること

- ⑤ 非行少年等が学びを継続できる環境を作ること

関係行政機関・民間団体関係者等との連携のもとに取り組みことを重点事項とする。

問合先 社会福祉課

☎444・3135

FAX 443・3555

民生委員・児童委員のご紹介

前任者の退任に伴い、令和2年4月1日付けで次の方が新しく民生委員・児童委員として委嘱されました。  
**初山 兼芳 氏(上菅津区)**  
 ※上菅津区内の担当区域については社会福祉課へお問い合わせください。

民生委員・児童委員は、住民の見守りや地域の身近な相談相手として活動を行うボランティアです。相談

ごとがありましたら民生委員・児童委員をお尋ねください。

問合先 社会福祉課

☎444・3135

FAX 443・3555

保険・年金

診察券

「特定健診」について

40歳以上の国民健康保険加入者を対象に、特定健診を実施しています。対象の方には、5月中旬にご案内を送付しています。健診を毎年受診していただき、ご自身の健康づくりにお役立てください。

※4月2日以降に国民健康保険に加入された方で受診を希望される方は、保険医療課(甚目寺庁舎)までご連絡ください。

健診場所 指定医療機関

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の為、保健センターにて受診する集団健診は中止となりました。なお、新型コロナウイルスにおける緊急事態宣言の発令期間中は、指定医療機関においても、健診を行いません。

健診料金 無料

実施期間 10月31日(土)まで

問合先 保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555